	該当箇所						質問·意見	回答
	頁	大	中	小	他	タイトル	<b>莫问·思</b> 允	凹台
1	7	第3	1	(1)		工区の設定		移転同意の取得についても民活事業者の業務範囲とします。
2	8	第3	1	(3)		開発行為における基 本的考え方	業区域と余剰地との境界線の位置は提案によるという理解でよろしいか。	余剰地の面積については、後日公表する測量データ等から ご確認ください。 第2期事業区域と余剰地の境界線については、添付図3事 業用地現況図のとおりであり、余剰地区域で一団地認定を 取得できる境界設定としてください。 なお、具体の境界ポイント位置は大阪府と民活事業者にて 現地を確認のうえ決定するものとします。
3	8	第3	1	(3)		開発行為における基 本的考え方		既存の一団地認定を解除する場合は、余剰地の一団地認 定の取得についても業務範囲内とします。
4	10	第3	2	(1)		基本的な考え方	南ブロックについても今後北ブロックと同様の条件で地区整備計画を策定する予定、とありますが具体的な予定・公表日が分かればご教示ください。	現在協議中であり、未定です。
5	11	第3	2	(1)		周辺道路の幅員及び 敷地内通路		
6	11	第3	2	(1)		周辺道路の幅員及び 敷地内通路	歩行者通路の位置について、添付図4に示す赤丸の線形は、通路の方向を示す概念を表しているという理解でよろしいか。	ご理解の通りです。

	該当箇所			該当	箇所	質問•意見	回答	
	頁	大	中	小	他	タイトル	<b>貝</b> 回・忠兄	凹合
7	13	第3	3	(2)		工事車両進入路		工事進入路出入口位置については地元と協議済みの内容 のため、不可とします。
8	13	第3	3	(2)		工事車両進入路		工事進入路出入口位置については地元と協議済みの内容 のため、不可とします。
9	14	第4	2	(1)	1	住宅戸数等		ご質問部分については、入札説明書公表時に等級1へ修正いたします。
10	15	第4	2	(1)	2	規模•配置計画等	地上10階建て(30m以下)、8階建て(25m以下)とあるのは、建築基準法上の階数および建物高さと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	15	第4	2	(1)	3	自転車置場	屋根及び風除け付きとありますが、壁で囲われている必要があるということでしょうか。	背面と側面に風除けパネルを設置してください。
12	17	第4	2	(2)		電気室・受水槽・ポン プ室の配置	受水槽については吹田市と協議の上、水道水直結増圧給水方式を採用し、設置不要とすることは可能でしょうか。	可能です。
13	18	第4	5	(1)	1	解体撤去対象施設等		後日、参考図面として、増築部の図面を提示いたします。ただし、図面と実際の杭の位置・形状が異なった場合にも契約変更は行いません。 また、現在解体工事中の第一工区については、参考図面として、準備が整い次第、解体時に確認できた杭の位置情報を提示する予定です。
14	19	第4	5	(1)		解体撤去対象施設等 の事前情報	解体撤去対象施設(第一工区の第1期事業での解体撤去 施設を含む)の杭について、図面等をご提示願います。	上記のとおりです。

				į	該当	箇所	質問・意見	回答
	頁	大	中	小	他	タイトル	貝 <b>问</b> · 忌尤	凹台
15	20	第4	8	(1)		工事監理業務	工事監理者は工事期間中常駐とありますが、常駐は杭工 事開始から引渡し完了までの期間と考えて宜しいでしょう か。	ご質問の期間については、ご理解のとおりです。 なお、ご質問以外の期間についても常駐監理を基本としま すが、提案により、協議に応じます。
16	22	第4	10	(3)		完工確認及び引渡し	竣工後2週間、補修依頼への対応のため現場もしくは集会所で業者の待機を行うこととなっていますが、連絡後速やかに対応することを条件に現場待機は現場管理者のみとしていただけないでしょうか。	自治会との調整により集会所)で業者の待機を行って下さ
17	22	第4	10	(3)		完工確認及び引渡し		1次募集後に発生する、入居者の決定しない住戸の想定戸 数です。
18	24	第5				用地活用に関する条 件	活用用地エリアにおける既存府営住宅の建物解体撤去・杭 撤去についてですが、費用については民活事業者の負担と なるのでしょうか?	ご理解のとおりです。
19	24	第5				用地活用に関する条 件	活用用地エリアにおいて、地中障害物や土壌汚染があった 場合の瑕疵担保責任についてですが、責任負担はどちらに なるのでしょうか?	埋蔵文化財以外の活用用地に関する瑕疵リスクについては協議によることとしています。詳細は、後日公表予定の特定事業契約書(案)にて提示する予定です。
20	24	第5				用地活用に関する条件	活用用地に面する市道との官民道路境界明示書についてですが、取得業務及び、取得にかかる費用については、民活事業者の負担となるのでしょうか?	ご理解の通りです。
21	24	第5	1	(1)		活用用地の土地利用 に関する事項		高さについては、海抜による規定と階数による規定の両方 を満たす計画としてください。

	該当箇所						質問·意見	回答
	頁	大	中	小	他	タイトル	<b>貞</b> 问· 忌 <b>允</b>	四 官
22	24	第5	1	(1)		活用用地の土地利用 に関する事項	事業者が新たに整備する住宅の入居者に対し、連合自治会等の地域の組織への加入及び地域活動への積極的な協力参加について、地域住民から要望があることを説明するとありますが、具体的にどのような要望が出る可能性があるのでしょうか。	
23	24	第5	1	(2)		用地活用に関する条 件	「活用用地の対価については、売却前に鑑定等を参考に算定した価格に基づいて適正かどうかを大阪府財産評価審査会にて諮問する」ということについて、活用用地エリアに面する道路には路線価の評価がなされていませんが、一定の水準設定はあるのでしょうか?もし、あるようであれば、その根拠・基準を教えていただけないでしょうか?	後日公表する入札説明書にて、活用用地の参考価格を提示する予定です。
24	別 紙1	1	(1)			P1 断熱	【意見】 断熱材について、ノンフロン断熱材は普及が進んでおらず、市場に流通し、実績が高いのは代替フロン断熱材です。またノンフロン断熱材は代替フロン断熱材に比べて断熱性能が劣ります。省エネルギー性を高めるためにも代替フロン断熱材の使用を認めていただきたい。	要求水準書(案)の通りとします。
25	別 紙1	1	(1)			P2 住棟	住棟から2m以内の範囲に歩行者通路を設けてはいけないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
26	別 紙1	1	(1)			P4	リバーシブルキーの要求条件(ピッキング防止等)を明確に	鍵はサムターン式シリンダー面付箱錠BL同等品以上とし、シリンダーは美和ロックPRシリンダー(リバーシブル、大型キーヘッド付)同等品以上としてください。
27	別 紙1	1	(1)			P6 就寝室	畳の仕様は、公共仕D種KT-Ⅲの建材畳の他、同等の性能を有する畳であれば使用できるという理解でよろしいか。	同等以上の性能を有し、維持管理コスト等の上昇が伴わない提案については、提案可能です。
28	別 紙1	1	(1)			P6 就寝室	襖の仕様は公共仕Ⅱ型による和襖で、量産襖は使用できないという理解でよろしいか。	要求水準書(案)の通りです。

					該当	箇所	新田 辛日	回答
	頁	大	丑	小	他	タイトル	質問·意見	凹 台
29	別 紙1	1	(1)			P17 雨水流出抑制施設	自走式駐車場棟の地下ピットを利用して雨水流出抑制施設 を設置することは可能でしょうか。	ご理解の通りです。
30	別 紙1	1	(2)			P27 太陽光パネル設置対 応		太陽光パネルの設置業者については、本提案の範囲内で可能なものを別途検討する予定です。 なお、屋根貸し事業を実施する場合、太陽光パネルの設置 工事は、本提案の工事期間内に、設置業者の責任で実施 することを想定しています。

要求水準書(案)(入居者移転支援業務編)に関する質問・意見に対する回答

7	Jo					該当	箇所	質問•意見		
1	No  -	頁	大	中	小	他	タイトル	<b>貝</b> 回・忠 兄	回答	
	1	4	第2	5			業務概要	エ区引渡時の本移転者数が166世帯+余剰地①.③住宅の	2次募集の結果、空き住戸が発生した際は、移転支援業務の提案期間内でさらに追加募集を行う場合があります。なお、2工区でも空きは発生しますが、2次募集は行いません。	

落札者決定基準(案)に関する質問・意見に対する回答

No					該当	i箇所	質問・意見	回答
140	頁	大	中	小	他	タイトル	臭问 心光	
1	3	第2	2	(2)	ア	敷地内通路	か。	敷地内通路は要求水準に示す通り、安全性や利便性を確保した上で、利用内容に応じて魅力のある歩行空間となるよう総合的に検討し、その結果として幅員を計画してください。
2	3	第2	2	(2)	ア	施工計画	南ブロックの余剰地②・③の将来事業において工事車両進入路として使用できる歩道を整備と記載がありますが、この整備予定歩道に関しての幅員や位置に関して大阪府にて規制や設定条件があれば教えてください。	への連続性に配慮し、安全で快適な歩行空間としてくださ
3	5	第2	2	(2)	ア	注田田州 体設		地区整備計画を遵守した計画としてください。 なお、医療施設等の福祉施設については、地元から整備の 要望はありません。
4	8	第2	2	(2)	ゥ		府営住宅整備に係る対価は消費税及び地方消費税を含むとありますが、税率は8%と理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。